

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成27年
(2015年) 4月5日

第1936号

毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
句報 TEL 03(3262)2309
発行人 原田 正司

http://www.si-gichokai.jp

市議会議報

第5次地方分権一括法案 を閣議決定し国会へ提出

政府は3月20日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第5次地方分権一括法案）」を閣議決定し、国会

に提出した。第5次地方分権一括法案は、26年から新たに導入した提案募集方式（本紙1903・4号4面参照）における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（27年1月30日閣議決定）本紙1930号3面・1931号2面参照）に基づき①地方公共団体への事務・権限の移譲等②義務付け・枠付けの見

直し等について、関係法律の整備として19法律を一括改正するもの。①については、国から地方公共団体へ▽農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可（農地法・農業振興地域の整備に関する法律）▽医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可（麻薬及び向精神薬取締法）等、都道府県から指定都市等へ▽指定都市立特別支援学校の設置等に係

る都道府県の認可（学校教育法）▽火薬類の製造許可等（火薬類取締法）の事務・権限の移譲等のため、12法律を改正する。②については、▽建築審査会委員の任期の条例委任（建築基準法）▽農林業等活性化基盤整備計画を定める際の市町村から都道府県に対する同意協議に係る同意の一部廃止（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤

本会が27年度版施策集を刊行

本会は3月30日、「平成27年度版全国都市の特色ある施策集～まち・ひと・しごと～」

くり～」を刊行した。本書は、全国の都市が抱えているさまざまな課題を解決するため、それぞれの地域の特性を最大限活かしつつ、自らの創意工夫により取り組んでいる各都市の施策を取りまとめたもの。27年度版には、409市から寄せられた967件の特色ある施策を収録している。

本書については、3月30日付けで全市へ一冊ずつ発送しており、本会ホームページの「市議会施策システム（略称SSS）」（<https://www.w.s-i-sisaku.jp/>）からも閲覧できる。本書は市販されており、求めの方は、（株）ぎょうせい（☎0120・953・431）フリーコール、受付時間は平日9時から17時）からお申し込みできます。

全国都市の特色ある施策集

～まち・ひと・しごとづくり～

全国市議会議長会 編集

ぎょうせい

平成27年度版全国都市の特色ある施策集～まち・ひと・しごとづくり～
A4判・定価（本体6,400円＋税）送料460円

26年度本会要望結果を順次掲載

本紙では、本会の①地方行政②地方財政③社会文教④産業経済⑤建設運輸―委員会の平成26年度における要望結果について、その概要等を今号から5回にわたり掲載する。今号は地方行政委員会について（2・3面に掲載）。

地方行政委員会

地方行政委員会の26年度の要望は①地方分権改革の推進②地方創生の推進③地方議会の権能強化等④消防防災体制の充実強化⑤過疎地域の自立促進⑥空き家等に対する総合的な法整備等⑦合併市町村に対する支援の拡充⑧基地対策関係予算の確保等⑨治安対策の強化等⑩北方領土返還⑪竹島の領有権確立⑫日米地位協定の抜本的な改定⑬人権救済制度の確立の13項目を大きな柱とする。

以下、要望結果について、項目ごとにその概要を掲載する。

① 地方分権改革の推進

義務付け・枠付けの見直しと都道府県から基礎自治体への権限移譲に関し、地方公共団体等からの提案を募った提案募集方式について、提案事項の実現を図るよう要望してきたが、27年1月30日に「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定された。方針では、地方自治体からの提案953件のうち、検討対象外のものなどを除く、866件中、495件(57・

2%)を「実現・対応」とした。重点要望事項163件に限れば、84・0%に当たる137件が「実現・対応」となった。

政府はこの対応方針を踏まえた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第5次地方分権一括法案)」を3月20日に閣議決定し、国会へ提出した(1面参照)。移譲された事務・権限が円滑に執行できるように、地方税や地方交付税等により確実な財政措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員への派遣などの必要な支援を措置するとしている。

② 地方創生の推進

包括的な交付金の創設を要望してきた。26年度補正予算では、まち・ひと・しごと創生に向けた総合戦略の先行的実施として、地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)が1700億円(基礎交付1400億円、上乗せ交付300億円)確保され、地方版総合戦略の策定と、その関係施策の実施への支援などが行われる。

また、地方創生・人口減少の克服のための歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実するよう要望してきた。各地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を算定するため、

前年度より500億円増額された地域の元氣創造事業費4000億円と、新たに創設された人口減少等特別対策事業費6000億円と合わせて、まち・ひと・しごと創生事業費として、27年度地財計画に1兆円が計上された。なお、26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中では地域連携が掲げられ、今後、連携

③ 地方議会の権能強化等

さらなる地方議会の権能強化は図られなかったが、26年5月に発足した第31次地方制度調査会において、安倍内閣総務省の地方中核拠点都市圏②国土交通省の高次地方都市圏③経済産業省の都市雇用圏①を新たな都市圏に統一した。市町村の連携手法として、連携協約や、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続きも活用される。26年度では、先行的モデル構築事業が9圏域で実施された。27年度からは、本格的に地方

交付税措置等が講じられ、全国展開が図られる。連携中核都市の取り組みへの財政措置として、経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化に

対して、圏域人口に依りて(75万人で約2億円)普通交付税措置がなされる。また、生活関連機能サービスの向上の取り組みには、人口・面積等を勘案して上限額が設定されるが、1市当たり年間1・2億円程度を基本として特別交付税措置がなされる。連携市町村の取り組みに対する財政措置としては、1市町村当たり年間1500万円を上限として、特別交付税措置がなされる。

④ 消防防災体制の充実強化

消防団の充実・強化を要望してきたが、27年度消防庁予算案では、消防団への若者・女性等の加入促進等に前年度比30000万円増の2億7000万円が計上されている。また、消防団の装備・訓練の充実強化の計上額は前年度比1000万円減の3億6000万円となっているが、26年度補正予算で15億円が確保されている。

公共団体のガバナンスにおいて、議会、監査委員、長、住民は、それぞれどのような役割を果たすことが求められるか(▽議会は意思決定機能や監視機能等の役割をどのように担うべきか。議会が住民の代表として適切に役割を果たすために必要なことは何か▽地方公共団体における内部統制のあり方をどのように考えるか)等)②議会、監査委員、

長、住民のそれぞれの役割を踏まえ、地方公共団体のガバナンスが全体として機能を発揮するために、どのような仕組みであるべきか①の2つの大きな審議項目が設けられた。今後、専門小委員会を中心に審議が進められていく。

⑤ 過疎地域の自立促進

税制抜本的改革時の過疎地域への配慮を要望していたが、27年度税制改正において、過疎地域の企業誘致等を図るため、過疎地域内で個人または法人が製造業等の設備などを新增設し事業の用に供した場合の特別償却が2年間延長された。

26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立、27年2月26日に一部施行されるとともに基本指針が定められた。特別措置法では①倒壊など保安上危険となる②著しく衛生上有害となる③おそれのある空き家等を「特定空家等」とし、市町村による除却、修繕等の助言、指導、命令ができ、従わない場合には、行政代執行により強制執行ができることとなった(行政代執行関連の規定は5月26日施行)。

合併市町村に対する支援の拡充
合併市町村に対して実態に即した交付税算定を行うことを要望したが①消防費②清掃

【3面へ続く】

議会人事

- ▽議長
 - ▽雲南 藤原信宏(26・12・4)
 - ▽稲敷 浅野信行(26・12・22)
 - ▽香取 坂部勝義(1・22)
 - ▽福津 梶村公彦(2・2)
 - ▽西東京 稲垣裕二(2・3)
 - ▽御坊 西本和明(2・3)
 - ▽小諸 相原久男(2・4)
 - ▽かすみがうら
- ▽藤井裕一(2・4)
- ▽戸田 三浦芳一(2・4)
- ▽倉敷 原田龍五(2・4)
- ▽田原 太田由紀夫(2・5)
- ▽菊川 内田 隆(2・6)
- ▽茨木 坂口康博(2・6)
- ▽須坂 北澤雄一(2・12)
- ▽四街道 石山健作(2・23)
- ▽瑞浪 熊谷隆男(2・23)
- ▽山口 原 真也(2・23)
- ▽大野 高岡和行(2・24)
- ▽中央(山梨)
- ▽中央(山梨)
- ▽名執義高(2・24)
- ▽高島 廣本昌久(2・24)
- ▽今治 松岡一誠(2・24)
- ▽寺田武造(2・20)
- ▽石倉一夫(3・3)
- ▽中次俊郎(3・9)
- ▽葛谷寛徳(3・18)
- ▽辻山久和(3・19)
- ▽森川雅之(3・20)
- ▽副議長
- ▽雲南 周藤 強(26・12・4)
- ▽稲敷 伊藤 均(26・12・22)
- ▽香取 高木典六(1・22)
- ▽石田善秋(2・25)
- ▽古田澄信(2・25)
- ▽柿沼光男(2・26)
- ▽西川寿夫(3・2)
- ▽安達隆(3・2)
- ▽真下三起也(3・3)
- ▽石倉一夫(3・3)
- ▽中次俊郎(3・9)
- ▽葛谷寛徳(3・18)
- ▽辻山久和(3・19)
- ▽森川雅之(3・20)
- ▽永島直行(2・2)
- ▽小峰和美(2・3)
- ▽山本直治(2・3)
- ▽林 稔(2・4)
- ▽加固豊治(2・4)
- ▽馬場栄一郎(2・4)
- ▽磯田寿康(2・4)
- ▽渡会清継(2・5)
- ▽鈴木 榮(2・6)
- ▽上田光夫(2・6)
- ▽中島義浩(2・12)
- ▽深澤直久(2・12)
- ▽井手明廣(2・12)
- ▽伊藤良二(2・13)
- ▽杉山章夫(2・13)
- ▽中島徳造(2・17)
- ▽齊藤一義(2・17)
- ▽永島直行(2・2)
- ▽工藤 薫(2・19)
- ▽平山秀直(2・20)
- ▽杉原 勲(2・20)
- ▽水野和昭(2・23)
- ▽氏永東光(2・23)
- ▽永田正幸(2・24)
- ▽宮川弘也(2・24)
- ▽秋永安次(2・24)
- ▽石井秀則(2・24)
- ▽笹山茂成(2・24)
- ▽日暮俊一(2・25)
- ▽鈴木繁雄(2・25)
- ▽吉岡 健(2・25)
- ▽田中輝好(2・26)
- ▽平岡泰彦(2・26)
- ▽田畑昭二(2・17)
- ▽工藤 薫(2・19)
- ▽平山秀直(2・20)
- ▽杉原 勲(2・20)
- ▽水野和昭(2・23)
- ▽氏永東光(2・23)
- ▽永田正幸(2・24)
- ▽宮川弘也(2・24)
- ▽秋永安次(2・24)
- ▽石井秀則(2・24)
- ▽笹山茂成(2・24)
- ▽日暮俊一(2・25)
- ▽鈴木繁雄(2・25)
- ▽吉岡 健(2・25)
- ▽田中輝好(2・26)
- ▽平岡泰彦(2・26)
- ▽江内谷満義(2・26)
- ▽小川義昭(3・2)
- ▽森下みや子(3・2)
- ▽詫間政司(3・2)
- ▽成重博文(3・2)
- ▽阿部忠幸(3・3)
- ▽須田 勝(3・3)
- ▽山本眞智子(3・11)
- ▽谷口充希子(3・18)
- ▽矢部義明(3・20)
- ▽尾形真人(1・1)
- ▽北 博之(1・1)
- ▽後藤信夫(4・1)
- ▽久保田廣美(4・1)
- ▽三輪眞二(4・1)

【2面から続く】

費③離島の対応—について、27年度から29年度まで段階的に反映されることとなった(影響額1000億円程度)。

①では、標準団体における出張所数を2か所から3か所に見直し、これに伴う人件費の増を単位費用に反映など(860億円程度)②では、ごみ収集・運搬に要する経費を見直し、単位費用に反映など(160億円程度)③では隔遠地補正・属島補正を充実し、

離島の団体の需要額を割り増し—(20億円程度)が行われる。

⑧基地対策関係予算の確保等

27年度総務省予算案では、国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金)が275・4億円、施設等所在市町村調整交付金(調整交付金)は70億円と、それぞれ前年度と同額が計上されている。27年度防衛省予算案において、基地周辺対策経費は、歳出ペースで前年度より23億5000万円減額となる1183億6800万円が計上されているが、26年度補正予算で47億5100万円が確保されており、実質、前年度比2・0%増となる。

⑨治安対策の強化等

北朝鮮による拉致問題の全容解明・早期解決に関係する予算では、27年度内閣府予算案において、情報収集・分析体制の強化等経費として、対前年度3700万円増の9億3600万円が計上されている。

⑩北方領土返還

領土の返還には至っていない。ほかに啓発活動の増進、返還要求運動の後継者育成等を要望してきたが、27年度内閣府北方対策予算案では、若年層を対象とした次世代啓発の強化に予算が重点化され、北方領土啓発サポーター育成の実施等を行う青少年等現地視察支援事業に、前年度比500万円増の6800万円が計上されている。

⑪竹島の領有権確立

領有権確立には至っていない。内閣府政府広報室の国際広報事業予算のうち領土対策室執行分の27年度予算案は、対前年度比28・6%増の900万円が計上されている。

⑫日米地位協定の抜本的な改定

改定に至っていないが、26年10月、地位協定を補足する環境管理分野の協力協定が実質合意された。在日米軍に関して厳しい環境基準が採用され、環境事故後または土地返還に関する現地調査のための米軍施設への立ち入りが可能となる。

⑬人権救済制度の確立

新たな制度改正等は行われていないが、人権侵害の被害救済等を図るため、人権侵害による被害者救済活動の実施事業として、27年度予算案では、対前年度比34・7%増の2億2900万円が計上されている。

地域おこし協力隊全国サミットが開催

総務省は3月8日、六本木ヒルズで初の「地域おこし協力隊全国サミット」を開催しました。

サミット会場とフェア会場を合わせた来訪者は約3000人に上り、3000人を超える隊員が全国から集まりました。サミット会場、フェア会場ともに、隊員の地域を思う熱い気持ち会場を包み、大盛況のうちに幕を閉じることができました。

サミット会場では、高市早苗・総務大臣の協力隊に対する期待のこもった挨拶が始まり、全国の隊員による熱気あふれるPRタイムを経て、クリエイティブディレクター佐藤可土和さんに「地域おこし協力隊へのメッセージ~Power of Communication」と題して特別講演をしていただきました。



挨拶する高市大臣
【写真提供=総務省】

分として、地域に溶け込むための近道や仕事の進め方のノウハウが学べました」(秋田県・協力隊員)などの声も聞かれ、確実に学びの場となったことがうかがえました。

さて、本サミットでは、全国で活躍する地域おこし協力隊の熱気に圧倒された方も多かったと思いますが、同時に協力隊、行政、地域の方の三者がコミュニケーションを密にしてこそ地域づくりは可能となることを再確認された方も多かったのではないでしょう

して現在は海女の後継者として活躍する長崎県志岐市隊員の合口香菜さんや、外資系金融会社を退職し隊員として活動した後に地域の応援をミッションとする株式会社を立ち上げた香川県小豆島町隊員OBの眞鍋邦広さんなど、バラエティ豊かな隊員や隊員OBのそれぞれの地域や活動に対する思いが、楽しいトークの中で感じられました。



サミットの模様【写真提供=総務省】

最後に、2会場に分かれてそれぞれ3組ずつが、地域づくりのヒントにあふれた活動報告や隊員OBとしてのアドバイスを発表しました。「さまざまな事例を聞くことができ、どの地域にも共通する部

当日の様子は(一社)移住・交流推進機構のホームページ (<http://www.iju-join.jp/chiiikiokoshi/summit/>)で確認できます。

スマートフォンをお持ちの方はこちらのQRコードからアクセスできます。

QRコードはこちら→



地域おこし協力隊

▽都市地域から過疎地域などの条件不利地域等に住民票を移動し、自治体から委嘱を受けて、おおむね1年から3年以下の期間、「地域協力活動」(地域ブランドや地場産品の開発・販売・プロモーション、地域行事やイベント、都市住民の移住・交流の支援といった地域おこし活動、農林水産業への従事、住民の生活の維持のための支援など)を行う

もの。
▽報償費等として年間2000万円、活動費として年間200万円を上限に地方自治体へ支援(27年度からは報償費等に対する支援を最大250万円まで増額可能。ただし、活動費と合わせての上限400万円は変更なし)。
▽隊員の任期終了の日から起算して前後1年以内の者の起業経費として1人当たり100万円を上限に地方自治体へ支援。



フェア会場におけるPRブースの様相
【写真提供=総務省】

では大切です。また、活動報告において、兵庫県朝来市職員の馬袋真紀さんが発表した隊員の受け入れ体制づくりのお話も印象的だったように思います。馬袋さんは「協力隊がしたいこと(Want)、協力が隊ができること(Can)、地域が求めていること(Must)、この3つが重なることを協力隊に活動してもらうことが大事だ」と言います。そして、そのために隊員と地域の方と役場の三者間でのビジョンのマッチングを行っており、募集前、応募段階、任期中それぞれの段階で三者の共通認識が得られるようさまざまな工夫をしているとのことでした。

総務省としましては、今後とも、地方自治体が協力隊や地域の方と力を合わせて創意を活かして地域づくりを行えるよう、様々な支援施策を講じてまいります。
(原稿は総務省から提供)